

エアアジアX

米国内の空港の大幅な遅延に対する緊急対策

米国運輸省が公布した航空消費者保護規制（14 CFR Part 259）に準拠する形で、エアアジアXは下記の通り米国内の空港の大幅な遅延に対する緊急対策（以下、本対策）を規定します。本対策は米国内の空港に離発着するすべての定期便およびチャーター便に適用されます。

1. 上記の規制に基づき、以下の状況を除き、航空機が4時間を超えて滑走路に駐機することは認められておらず、この時間を超えた場合にのみ搭乗者の降機が許可されます：
 - (i) 安全上または保安上の理由から、搭乗者を降機させるために航空機を現在の位置から移動させることができないと機長が判断した場合、または
 - (ii) 航空交通管制から機長に対し、搭乗者を降機させるためにゲートまたはその他の降機位置まで戻ることが空港を運用するうえで大幅な妨げになるという助言があった場合。
2. エアアジアXは、航空機が滑走路に留まっている場合、航空機がゲートを離れてから（出発の場合）、または着陸してから（到着の場合）2時間以内に十分な食料と飲料水を提供いたします。ただし、安全上または保安上の懸念事項により、そのようなサービスの提供が困難であると機長が判断した場合を除きます。
3. エアアジアXは、航空機が滑走路に留まっている場合、使用可能な洗面施設と必要に応じて医療措置を提供いたします。
4. エアアジアXは、滑走路の遅延状況（既知である場合は遅延の理由を含む）について30分ごとに搭乗者に通知します。
5. 定刻の出発時刻（搭乗前に搭乗者に通知された変更後の出発時刻を含む）から30分経過した時点、およびこれ以降は30分ごとに、ゲートまたはその他の降機エリアに駐機し、ドアを開けた状態の航空機から降機する機会について情報を提供いたします（降機する機会が現実的に存在する場合）。
6. エアアジアXは、この本対策の実施に十分な人員を配置いたします。
7. 本対策は、エアアジアXが就航する米国のすべての空港（通常の迂回先として使用する米国の各空港を含む）の空港当局、米国税関・国境警備局（CBP）、運輸保安局（TSA）との協議により作成されています。